

佐賀県規則第6号

佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第1条 佐賀県立博物館処務規則(平成24年佐賀県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1(第10条関係)					別表第1(第10条関係)				
附属設備使用料					附属設備使用料				
	区分	単位	使用料 (円)	摘要		区分	単位	使用料 (円)	摘要
展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>320</u>		展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>330</u>	
	略					略			
	" (小)	1台	<u>210</u>			" (小)	1台	<u>220</u>	
	略					略			
舞台大道具	" (三角片面)	1台	<u>100</u>		舞台大道具	" (三角片面)	1台	<u>110</u>	
	所作台	一式	<u>2,160</u>	略		所作台	一式	<u>2,200</u>	略
	平台	1台	<u>100</u>			平台	1台	<u>110</u>	
	松羽目	一式	<u>1,080</u>			松羽目	一式	<u>1,100</u>	
	山台用毛せん	1枚	<u>100</u>			山台用毛せん	1枚	<u>110</u>	
	山台用長ふとん	1枚	<u>100</u>			山台用長ふとん	1枚	<u>110</u>	
	人形立	1本	<u>100</u>			人形立	1本	<u>110</u>	
木支木	1本	<u>100</u>		木支木	1本	<u>110</u>			

改正前					改正後				
	金支木	1本	<u>100</u>		金支木	1本	<u>110</u>		
	雪かご	一式	<u>320</u>	略	雪かご	一式	<u>330</u>	略	
	浅黄幕	一式	<u>540</u>		浅黄幕	一式	<u>550</u>		
	紗幕	1枚	<u>540</u>		紗幕	1枚	<u>550</u>		
	地がすり	1枚	<u>320</u>		地がすり	1枚	<u>330</u>		
	金屏風	1双	<u>1,080</u>		金屏風	1双	<u>1,100</u>		
		1隻	<u>540</u>			1隻	<u>550</u>		
	上敷	1枚	<u>100</u>		上敷	1枚	<u>110</u>		
	指揮者台	1台	<u>100</u>		指揮者台	1台	<u>110</u>		
	指揮者用譜面台	1台	<u>100</u>		指揮者用譜面台	1台	<u>110</u>		
	プログラムスタンド	1台	<u>100</u>		プログラムスタンド	1台	<u>110</u>		
	演台	一式	<u>540</u>	略	演台	一式	<u>550</u>	略	
	司会卓	1台	<u>210</u>	略	司会卓	1台	<u>220</u>	略	
	仮設能舞台	一式	<u>5,400</u>		仮設能舞台	一式	<u>5,500</u>		
	舞台用マット	一式	<u>320</u>	略	舞台用マット	一式	<u>330</u>	略	
舞台照明器具	ボーダーライト	1回路	<u>320</u>	略	舞台照明器具	ボーダーライト	1回路	<u>330</u>	略
	アッパーホリゾントライト	1回路	<u>320</u>	略		アッパーホリゾントライト	1回路	<u>330</u>	略
	ロアーホリゾントライト	1回路	<u>320</u>	略		ロアーホリゾントライト	1回路	<u>330</u>	略
	フットライト	1回路	<u>210</u>	略		フットライト	1回路	<u>220</u>	略

改正前					改正後				
	サスペンションライト	1灯	<u>210</u>	略		サスペンションライト	1灯	<u>220</u>	略
	シーリングライト	1灯	<u>210</u>	略		シーリングライト	1灯	<u>220</u>	略
	サイドスポットライト	1灯	<u>210</u>	略		サイドスポットライト	1灯	<u>220</u>	略
	トーメンタルスポットライト	1灯	<u>210</u>	略		トーメンタルスポットライト	1灯	<u>220</u>	略
	移動用スポットライト(1kW)	1灯	<u>210</u>	略		移動用スポットライト(1kW)	1灯	<u>220</u>	略
	略					略			
	ストリップライト(A)	1本	<u>210</u>	略		ストリップライト(A)	1本	<u>220</u>	略
	略					略			
	ピンスポットライト	1台	<u>860</u>	略		ピンスポットライト	1台	<u>880</u>	略
	エフェクトマシン	1台	<u>540</u>	略		エフェクトマシン	1台	<u>550</u>	略
	センターレスダブルマン	1台	<u>540</u>	略		センターレスダブルマシン	1台	<u>550</u>	略
	オーロラマシン	1台	<u>540</u>			オーロラマシン	1台	<u>550</u>	
	ストロボスコープ	1台	<u>860</u>	略		ストロボスコープ	1台	<u>880</u>	略

改正前						改正後					
舞台音響 器具	ミラーボール	一式	<u>320</u>	略		ミラーボール	一式	<u>330</u>	略		
	フロアコン セント	1個	<u>100</u>	略		フロアコン セント	1個	<u>110</u>	略		
	拡声装置	一式	<u>1,620</u>			拡声装置	一式	<u>1,650</u>			
	固定用レコー ドプレーヤー	1台	<u>540</u>			固定用レコー ドプレーヤー	1台	<u>550</u>			
	" オープ ンテープレコ ーダー	1台	<u>540</u>			" オープ ンテープレコ ーダー	1台	<u>550</u>			
	" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>320</u>			" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>330</u>			
	移動用レコー ドプレーヤー	1台	<u>320</u>			移動用レコー ドプレーヤー	1台	<u>330</u>			
	" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>320</u>			" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>330</u>			
	ハネ返りスピ ーカー	1台	<u>540</u>	略		ハネ返りスピ ーカー	1台	<u>550</u>	略		
	コンデンサー マイク	1本	<u>430</u>			コンデンサー マイク	1本	<u>440</u>			
	ダイナミック マイク(A)	1本	<u>210</u>	略		ダイナミック マイク(A)	1本	<u>220</u>	略		
	" (B)	1本	<u>320</u>	略		" (B)	1本	<u>330</u>	略		
	ワイヤレスマ	1本	<u>540</u>			ワイヤレスマ	1本	<u>550</u>			

改正前					改正後				
注 略	イク				イク				
	サブミキサー	1台	<u>540</u>	略	サブミキサー	1台	<u>550</u>	略	
	マルチコネクターボックス	1台	<u>320</u>	略	マルチコネクターボックス	1台	<u>330</u>	略	
	音響反射板	一式	<u>2,160</u>	略	音響反射板	一式	<u>2,200</u>	略	
	16m / m映写機	1台	<u>1,620</u>	略	16m / m映写機	1台	<u>1,650</u>	略	
	スライド映写機	1台	<u>540</u>	略	スライド映写機	1台	<u>550</u>	略	
	ピアノ	1台	<u>4,320</u>	略	ピアノ	1台	<u>4,400</u>	略	
	電動3点つりマイク	一式	<u>1,080</u>		電動3点つりマイク	一式	<u>1,100</u>		
注 略					注 略				

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第2条 佐賀県立美術館処務規則(平成24年佐賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1(第10条関係)					別表第1(第10条関係)				
附属設備使用料					附属設備使用料				
	区分	単位	使用料 (円)	摘要		区分	単位	使用料 (円)	摘要
展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>320</u>		展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>330</u>	
	略					略			
	" (小)	1台	<u>210</u>			" (小)	1台	<u>220</u>	

改正前					改正後				
舞台大道具	略				略				
	" (三角片面)	1台	<u>100</u>		" (三角片面)	1台	<u>110</u>		
	所作台	一式	<u>2,160</u>	略	所作台	一式	<u>2,200</u>	略	
	平台	1台	<u>100</u>		平台	1台	<u>110</u>		
	松羽目	一式	<u>1,080</u>		松羽目	一式	<u>1,100</u>		
	山台用毛せん	1枚	<u>100</u>		山台用毛せん	1枚	<u>110</u>		
	山台用長ふとん	1枚	<u>100</u>		山台用長ふとん	1枚	<u>110</u>		
	人形立	1本	<u>100</u>		人形立	1本	<u>110</u>		
	木支木	1本	<u>100</u>		木支木	1本	<u>110</u>		
	金支木	1本	<u>100</u>		金支木	1本	<u>110</u>		
	雪かご	一式	<u>320</u>	略	雪かご	一式	<u>330</u>	略	
	浅黄幕	一式	<u>540</u>		浅黄幕	一式	<u>550</u>		
	紗幕	1枚	<u>540</u>		紗幕	1枚	<u>550</u>		
	地がすり	1枚	<u>320</u>		地がすり	1枚	<u>330</u>		
	金屏風	1双	<u>1,080</u>		金屏風	1双	<u>1,100</u>		
		1隻	<u>540</u>			1隻	<u>550</u>		
	上敷	1枚	<u>100</u>		上敷	1枚	<u>110</u>		
	指揮者台	1台	<u>100</u>		指揮者台	1台	<u>110</u>		
	指揮者用譜面台	1台	<u>100</u>		指揮者用譜面台	1台	<u>110</u>		
プログラムスタンド	1台	<u>100</u>		プログラムスタンド	1台	<u>110</u>			

改正前						改正後					
舞台照明 器具	演台	一式	540	略		演台	一式	550	略		
	司会卓	1台	210	略		司会卓	1台	220	略		
	仮設能舞台	一式	5,400			仮設能舞台	一式	5,500			
	舞台用マット	一式	320	略		舞台用マット	一式	330	略		
	ボーダーライ ト	1回 路	320	略		ボーダーライ ト	1回 路	330	略		
	アップーホリ ゾントライト	1回 路	320	略		アップーホリ ゾントライト	1回 路	330	略		
	ロアーホリゾ ントライト	1回 路	320	略		ロアーホリゾ ントライト	1回 路	330	略		
	フットライト	1回 路	210	略		フットライト	1回 路	220	略		
	サスペンショ ンライト	1灯	210	略		サスペンショ ンライト	1灯	220	略		
	シーリングラ イト	1灯	210	略		シーリングラ イト	1灯	220	略		
	サイドスポッ トライト	1灯	210	略		サイドスポッ トライト	1灯	220	略		
	トーメンタル スポットライ ト	1灯	210	略		トーメンタル スポットライ ト	1灯	220	略		
	移動用スポッ トライト(1 kW)	1灯	210	略		移動用スポッ トライト(1 kW)	1灯	220	略		
	略					略					

改正前						改正後					
		ストリップライト(A)	1本	<u>210</u>	略			ストリップライト(A)	1本	<u>220</u>	略
		略						略			
		ピンスポットライト	1台	<u>860</u>	略			ピンスポットライト	1台	<u>880</u>	略
		エフェクトマシン	1台	<u>540</u>	略			エフェクトマシン	1台	<u>550</u>	略
		センターレスダブルマシン	1台	<u>540</u>	略			センターレスダブルマシン	1台	<u>550</u>	略
		オーロラマシン	1台	<u>540</u>				オーロラマシン	1台	<u>550</u>	
		ストロボスコープ	1台	<u>860</u>	略			ストロボスコープ	1台	<u>880</u>	略
		ミラーボール	一式	<u>320</u>	略			ミラーボール	一式	<u>330</u>	略
		フロアーコンセント	1個	<u>100</u>	略			フロアーコンセント	1個	<u>110</u>	略
		舞台音響器具	拡声装置	一式	<u>1,620</u>			舞台音響器具	拡声装置	一式	<u>1,650</u>
		固定用レコードプレーヤー	1台	<u>540</u>				固定用レコードプレーヤー	1台	<u>550</u>	
		" オープンテープレコーダー	1台	<u>540</u>				" オープンテープレコーダー	1台	<u>550</u>	
		" カセットテープレコーダー	1台	<u>320</u>				" カセットテープレコーダー	1台	<u>330</u>	

改正前					改正後				
	移動用レコードプレーヤー	1台	<u>320</u>			移動用レコードプレーヤー	1台	<u>330</u>	
	” カセットトテープレコーダー	1台	<u>320</u>			” カセットトテープレコーダー	1台	<u>330</u>	
	ハネ返りスピーカー	1台	<u>540</u>	略		ハネ返りスピーカー	1台	<u>550</u>	略
	コンデンサーマイク	1本	<u>430</u>			コンデンサーマイク	1本	<u>440</u>	
	ダイナミックマイク(A)	1本	<u>210</u>	略		ダイナミックマイク(A)	1本	<u>220</u>	略
	” (B)	1本	<u>320</u>	略		” (B)	1本	<u>330</u>	略
	ワイヤレスマイク	1本	<u>540</u>			ワイヤレスマイク	1本	<u>550</u>	
	サブミキサー	1台	<u>540</u>	略		サブミキサー	1台	<u>550</u>	略
	マルチコネクターボックス	1台	<u>320</u>	略		マルチコネクターボックス	1台	<u>330</u>	略
	音響反射板	一式	<u>2,160</u>	略		音響反射板	一式	<u>2,200</u>	略
	16m/m映写機	1台	<u>1,620</u>	略		16m/m映写機	1台	<u>1,650</u>	略
	スライド映写機	1台	<u>540</u>	略		スライド映写機	1台	<u>550</u>	略
	ピアノ	1台	<u>4,320</u>	略		ピアノ	1台	<u>4,400</u>	略
	電動3点つりマイク	一式	<u>1,080</u>			電動3点つりマイク	一式	<u>1,100</u>	

改正前	改正後
注 略	注 略

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

第3条 佐賀県立名護屋城博物館処務規則(平成24年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表(第10条関係) 附属設備使用料				別表(第10条関係) 附属設備使用料					
区分	単位	使用料 (円)	摘要	区分	単位	使用料 (円)	摘要		
展示用器具	略			展示用器具	略				
	のぞきケース (両面)	1台	190		のぞきケース (両面)	1台	200		
	のぞきケース (片面)	1台	170		のぞきケース (片面)	1台	180		
舞台大道具	所作台	一式	2,600	所作台	一式	2,640	略		
	略			略					
	松羽目	一式	1,180	松羽目	一式	1,200			
	毛せん	1枚	190	毛せん	1枚	200			
	長ふとん	1枚	190	長ふとん	1枚	200			
	略			略					
	金屏風	1双	1,190	金屏風	1双	1,210	金屏風	1隻	600
		1隻	590		1隻	600			
	上敷	1枚	170	上敷	1枚	180			
	略			略					
	演台	1台	540	演台	1台	550	略		

改正前					改正後				
舞台照明 器具	ボーダーライ ト	1回 路	<u>350</u>	略	舞台照明 器具	ボーダーライ ト	1回 路	<u>360</u>	略
	アッパーホリ ゾンライト	1回 路	<u>500</u>	略		アッパーホリ ゾンライト	1回 路	<u>510</u>	略
	ロアーホリゾ ンライト	1回 路	<u>470</u>	略		ロアーホリゾ ンライト	1回 路	<u>480</u>	略
	フットライト	1回 路	<u>330</u>	略		フットライト	1回 路	<u>340</u>	略
	略					略			
	ピンスポット ライト	1台	<u>1,610</u>	略		ピンスポット ライト	1台	<u>1,640</u>	略
	略					略			
舞台音響 器具	拡声装置	一式	<u>2,100</u>		舞台音響 器具	拡声装置	一式	<u>2,140</u>	
	ステージスピ ーカー	1台	<u>530</u>			ステージスピ ーカー	1台	<u>540</u>	
	フィードバッ クスピーカー	1台	<u>530</u>			フィードバッ クスピーカー	1台	<u>540</u>	
	オープンテー プレコーダー	1台	<u>810</u>			オープンテー プレコーダー	1台	<u>830</u>	
	カセットテー プレコーダー	1台	<u>710</u>			カセットテー プレコーダー	1台	<u>720</u>	
	コンデンサー マイク	1本	<u>950</u>			コンデンサー マイク	1本	<u>970</u>	
	略					略			
	ワイヤレスマ	1本	<u>1,120</u>			ワイヤレスマ	1本	<u>1,140</u>	

改正前					改正後				
	イク					イク			
	16mm映写機	1台	<u>1,950</u>	略		16mm映写機	1台	<u>1,980</u>	略
	スライド映写機	1台	<u>1,020</u>	略		スライド映写機	1台	<u>1,040</u>	略
	ピアノ	1台	<u>2,160</u>	略		ピアノ	1台	<u>2,200</u>	略
	3点つりマイク	一式	<u>1,080</u>			3点つりマイク	一式	<u>1,100</u>	
	音響反射板	一式	<u>3,770</u>			音響反射板	一式	<u>3,840</u>	
注 略					注 略				

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正)

第4条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則(平成24年佐賀県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後						
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)						
附属設備使用料					附属設備使用料						
	区分	単位	使用料 (円)	摘要		区分	単位	使用料 (円)	摘要		
	略					略					
	舞台音響 器具	プロジェクタ	1台	<u>510</u>		舞台音響 器具	プロジェクタ	1台	<u>520</u>		
		略						略			
		拡声装置	一式	<u>300</u>				拡声装置	一式	<u>310</u>	
		略						略			
注 略					注 略						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県立博物館処務規則別表第 1、佐賀県立美術館処務規則別表第 1、佐賀県立名護屋城博物館処務規則別表及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る附属設備使用料について適用し、同日前の許可に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。